

**マイナンバーカードの普及等に向けた
情報システムに係る調達等における評価制度の実施要領**

2025 年（令和 7 年）3 月 25 日

デジタル社会推進会議幹事会決定

情報システムに係る調達等における評価制度

政府は、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「マイナンバーカード普及方針」という。）を定め、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とともに、公的個人認証サービスの利活用の促進のための施策を講じているところである。

また、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 10 条第 2 項において、事業者等からの契約の申込みその他の手続について、オンライン化を促進することが規定され、電子入札等を促進するための環境整備に取り組んできたところである。

こうしたことを踏まえ、情報システムに係る調達等において、契約の内容に応じて、次に掲げるところにより、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者を評価するものとする。

デジタル社会の基盤である情報システムに係る調達等において、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者に対する評価を行うことで、一般に、情報システムに求められるセキュリティ等に係る体制の確保、入札参加の促進による競争環境の活性化等が図られ、これにより、情報システム等の品質の確保・向上につながることも考えられる。

なお、本取組は、マイナンバーカード普及方針に基づく施策に該当するものである。

(1) 取組主体

取組主体は以下のとおり。

- (イ) 国の機関（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）
- (ロ) 独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会及び日本年金機構

(2) 取組の対象範囲

取組の対象は、以下に掲げる調達のうち総合評価落札方式又は企画競争（以下「総合評価落札方式等」という。）によるものとする（ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定）に則り行われる調達など、法令又は閣議決定において価格以外の評価要素が個別具体的に規定されているもののようにより、個別の調達において、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者及び電子入札により入札に参加する事業者を評

価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達を除く。)

- ① 情報通信技術に係る物品（IC カードリーダー等）及び役務（クラウドストレージサービスの利用等）
 - ② 情報システム（国の基幹システム等）の整備及び運用
- (①及び②について以下「情報システムに係る調達等」という。)

(3) 評価対象事業者

次に該当する事業者（以下「認定事業者等」という。）を対象とするものとする。

- ① 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 17 条第 1 項第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号の規定に該当する事業者であって、同条第 4 項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 29 条第 1 項の定めにより、総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者（以下「認定事業者」という。）
- ② 官民データ活用推進基本法第 10 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第 3 条第 1 項に定める署名用電子証明書又は第 22 条に定める利用者証明用電子証明書（以下「公的個人認証サービス」という。）を用いて入札に参加する事業者（以下「電子入札事業者」という。）

(4) 評価方法

上記(3)の①に定める事業者にあつては認定等の状況により、②に定める事業者にあつては入札方法により評価を行うものとする。

こうした取組を進めるに当たっては、公的個人認証サービスを推進している事業者及び同サービスを用いて電子入札により入札に参加する事業者を実態に即して適切に評価することが必要となる。このため、「情報システムに係る調達等における認定事業者等の評価基準例」を別紙に示したところであり、取組主体において、案件の性質に応じ、別紙を参考としつつ、不正な手段を使った事業者が採用されることのないよう、当該契約の目的に基づき、公的個人認証サービス及び同サービスを用いた電子入札の推進の観点も踏まえ適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価を行うものとする。

なお、認定事業者等において、不正な手段により評価対象事業者となったことが判明した場合には、指名停止など必要な取扱いを適切に行うものとする。

また、事業者における公的個人認証サービス及び同サービスを用いた電子入札の推進に関する取組が実質的なものであることを確保するための措置として、事業者に対し、取組主体において、周知等を適切に行うものとする。

(5) 実施期間

本取組は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間で実施する。原則として、入札公告日が令和7年4月1日以降の情報システムに係る調達等に適用する。

(別紙)

(参考) 情報システムに係る調達等における認定事業者等の評価基準例

評価項目例	総合評価落札方式等[単位：％] (総配点に占める割合)			
	評価の相対的な 重要度に応じて配点			
		配点例① (10%の場合)	配点例② (5%の場合)	配点例③ (3%の場合)
公的個人認証 及び電子入札 の推進に関する指標	①認定事業者 のみ該当する 事業者	4	2	1
	②公的個人認証 サービスを用い た電子入札事業 者にのみ該当す る事業者	8	4	2
	①及び②の両方 に該当する 事業者	10	5	3

※ 1 仮に総配点の 3 %、5 %及び 10%に設定した場合の配点例を参考を示したものであり、具体的な配点については、契約の内容に応じ、取組主体において配点の割合を含めそれぞれ設定するものとする。